

○信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年 金融監督庁 大蔵省 告示第十一号）

改正案	現行
<p>信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務として金融庁長官が定める業務等</p> <p>（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第六十四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>